



二次元コードを利用した町税の納付方法の拡充について

問 税務課(役場1階) ☎823-9226 FAX.823-9627

令和5年度から地方税統一二次元コード(eL-QR)を利用して、全国の金融機関での納付や、自宅でもスマートフォンやパソコンから「地方税お支払サイト」を通じた納付ができるようになります。

対象税目

- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)

地方税お支払サイト▶



乳幼児等医療費助成制度の通院対象年齢が変わります

問 こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

乳幼児等医療費助成制度は、令和6年1月から、保険診療分の通院医療費の対象年齢について、現行の「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大します。

入院医療費の助成対象(中学校3年生まで)、一部負担金および所得制限については変更はありません。

手続きについて

新制度の対象年齢となる中学校1・2・3年生の生徒の保護者へ、10月頃に申請書を送付します。

海田町の特定不妊治療費助成の拡充を行います

問 保健センター ☎823-4418 FAX.823-0020

保険適用外の先進医療について、令和5年度から海田町の助成額をさらに増額します。また、県が新たな独自の助成を行うことに併せて、海田町も助成を行い、治療を受ける人の経済的負担を軽減します。くわしくは海田町ホームページを確認してください。



保険適用と併用して行った保険適用外の先進医療への助成(拡充)

- 対象者 妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 助成対象 特定不妊治療および男性不妊治療に併せて行われる先進医療
- 助成額 治療1回あたり自己負担額の2分の1(県が助成した残りを町が助成)(上限15万円)
- 助成回数 1子ごとに6回(初回治療が40歳以上の場合は3回)

全額自己負担額の治療への助成(新規)

- 対象者 妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 助成対象 全額自己負担となった治療
- 助成額 治療1回あたり自己負担額の7割(県が助成した残りを町が助成)(上限10万円)(一部治療については上限2万円)
- 助成回数 1子ごとに6回(初回治療が40歳以上の場合は3回)